

秦野市立小中学校学習用端末の保守委託業務
(令和7年度債務負担行為設定)(長期継続契約)に係る
プロポーザル評価基準書

1 目的

本基準書は、秦野市立小中学校学習用端末の保守委託業務(令和7年度債務負担行為設定)(長期継続契約)に係るプロポーザルにおける企画提案の評価に当たり、当市に最も適した提案を行った事業者を選定するために必要な事項を定める。

2 審査対象者

秦野市立小中学校学習用端末の保守委託業務(令和7年度債務負担行為設定)(長期継続契約)に係るプロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)第10項「参加資格」の要件を全て満たす者、かつ第19項「企画提案参加資格の取消し」の全ての項目に該当しない者とする。

3 選定委員会の設置

本プロポーザルに係る選定委員会を設置し、選定を行う。選定委員は、以下の者とし、審査の公平性に影響を与える行為は厳禁とする。

- (1) 教育部長(委員長)
- (2) 学校教育課長
- (3) 教育指導課長
- (4) 教育研究所長
- (5) デジタル推進課長

4 1次審査

(1) 採点方法

実施要領第11項「参加手続」で提出を求めている、会社概要調書(様式1)及び契約実績調書(様式2)を基に行う。

(2) 審査項目及び配点

ア 会社概要調書の審査及び評価 (概要評価点 5点)

法人としての継続性・安定性について、情報セキュリティに関する取組みについての配点とする。

- イ 契約実績調書の審査及び評価 (実績評価点 5点)
 提案する学習用端末の保守委託業務の実績についての配点とする。

5 2次審査

(1) 採点方法

実施要領第13項「企画提案書等の提出」で提出を求めている、企画提案書（任意様式）及び提案見積書（様式4）を基に行う。

(2) 企画提案書等の審査及び評価について

ア 企画提案書等の書類審査及び評価について

別表「企画提案依頼事項」に求める記載内容に基づき次のとおり評価する。

評価	説明	点数
A	要求事項に対して非常に優れた提案である。	5点（10点）
B	要求事項に対して優れた提案である。	4点（8点）
C	要求事項を満たす提案である。	3点（6点）
D	どちらともいえない。	2点（4点）
E	要求事項を満たしていない部分がある。	1点（2点）
F	全く要求を満たしていない、若しくは提案がなされていない。	0点

※配点が10点の項目は、括弧書きの点数を適用する。

イ プレゼンテーションの審査及び評価について

プレゼンテーションに対する審査、評価項目は概ね次のとおりとする。

- (ア) 事業者の提案力、コミュニケーション力、及び本案件に関する技術力を十分に有しているか。
- (イ) 本業務に対して十分な体制を用意する準備がなされているか。
- (ウ) 本業務の目的を的確に把握した提案となっているか。
- (エ) 運用段階における効率的な業務執行による担当職員の負荷軽減や、安全・安心な保守が実現可能か。

6 優先交渉権者の選定方法

優先交渉権者の選定に係る選定委員会を開催し、1次審査及び2次審査の評価点の合計点が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。

評価点と同点だった場合は、第5項第1号の2次審査の審査項目を上から順に比較して、上位の審査項目がより高い点を取得したものを選定する。

なお、参加申出を行った事業者が1者であっても各審査を実施する。

余 白